

課税方式について

		平成27年12月31日まで	平成28年1月1日から	
内容	所得区分	公社債等	特定公社債等	一般公社債等
利息 利子	利子所得	源泉分離課税(申告不要)	申告分離課税 (申告不要とした場合は、 譲渡損失との損益通算不可)	源泉分離課税(申告不可)
売却益 譲渡損益	譲渡所得	非課税	譲渡所得として申告分離課税 (確定申告により3年間 損失の繰越控除が可能) (源泉徴収あり特定 口座は申告不要)	譲渡所得として申告分離課税
償還差益	雑所得	総合課税 (割引の方法により発行される 公社債は源泉分離課税)		

・平成28年1月1日から金融商品取引業者等に開設した特定口座に、その特定口座を通じて取得した特定公社債等を受け入れることができるようになりました。

・平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

・源泉徴収選択特定口座内の特定公社債等の譲渡所得として申告した場合、株式等譲渡所得割の課税対象とされます。